

仙台市水道局規程第十四号

仙台市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年八月二十八日

仙台市水道事業管理者 梅 内 淳

仙台市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市水道局規程第七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（子の看護等休暇） 第二十条 子の看護等休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（次の各号に掲げるものをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合において与えるものとし、その日数は、一年度を通じ五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）以内の必要な日数とする。 [一～四 略]	（子の看護等休暇） 第二十条 子の看護等休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）<u>（勤務時間規程第二十八条の二第二項に規定する障害等のある子にあっては、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下この条において同じ。）</u>を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（次の各号に掲げるものをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合において与えるものとし、その日数は、一年度を通じ五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）以内の必要な日数とする。 [一～四 略]

附 則

この規程は、令和八年九月一日から施行する。

（水道局総務部総務課）